一　事業型出資対象事業持分に関する次のイからニまでに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イからニまでに定める事項

［イ～ハ　略］

ニ　第百二十五条第二号ニに掲げる方法　次に掲げる事項

(1)　管理の委託先の商号又は名称

(2)　管理の委託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3)　管理の委託の名義

(4)　管理の委託の口座番号その他の当該管理の委託を特定するために必要な事項

［二～五　略］

［２・３　略］

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条　有価証券（抵当証券等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第八項第七号若しくは令第一条の十二第一号に掲げる行為に係るものである場合又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときにあっては、第一号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

［一～八　略］

［２・３　略］

（不招請勧誘等の禁止の例外）

第百十六条　法第三十八条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第四号に掲げる行為にあっては、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

二の二　金融商品取引業者等が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前一年間に暗号資産関連店頭デリバティブ取引（令第十六条の四第一項第一号ニに掲げる取引をいう。以下この号、第百十七条第一項第二十六号、第百二十三条第一項第二十号及び第二十一号並びに第百四十三条第二項において同じ。）に係る二以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）に対して暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

［三～五　略］

２　［略］

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～八　略］

一　事業型出資対象事業持分に関する次のイからハまでに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イからハまでに定める事項

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［二～五　同上］

［２・３　同上］

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条　有価証券（抵当証券等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第八項第七号に掲げる行為若しくは令第一条の十二に規定する買取りに係るものである場合又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときにあっては、第一号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

［一～八　同上］

［２・３　同上］

（不招請勧誘等の禁止の例外）

第百十六条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三～五　同上］

２　［同上］

（禁止行為）

第百十七条　［同上］

［一～八　同上］